

## 外国上場株式の配当が損益通算される場合の外国税額控除

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

日本に居住し、日本国籍を有する甲は、日本国内の証券会社に源泉徴収ありの特定口座を保有しているが、平成29年に、当該特定口座内の株式（東証一部上場、無配当）を売却し、譲渡損失500万円を生じた。甲には、平成29年中に国内の金融業者を通じないで取得した外国上場株式の配当所得が300万円あり、外国所得税30万円が源泉徴収されている。甲には、上記の他に国内にある不動産の貸付に係る所得800万円がある。外国上場株式の配当について申告分離課税を選択する予定であるが、その場合の外国税額控除前の所得税額は80万円である。平成29年分の確定申告において、外国税額控除による所得税の還付税額はいくらになるか。

### 〔ポイント〕

- 1 上場株式に係る譲渡損失と外国上場株式の配当の損益通算
- 2 外国税額控除限度額の計算方法
- 3 本事例における控除限度額の計算
- 4 まとめ

### 〔検討〕

#### 1 上場株式に係る譲渡損失と外国上場株式の配当の損益通算

外国上場株式の配当は、金融商品取引業者等（国内で登録した金融業者等）を通さずに受け取った場合であっても、その年分の上場株式に

係る配当所得について申告分離課税を選択した場合に限り、その年分の上場株式に係る譲渡損失（金融商品取引業者等を通じて譲渡したものに限り）と損益通算ができる（措法37の12の2）。

#### 2 外国税額控除限度額の計算方法

##### (1) 外国税額控除とは

居住者が、その年において外国所得税（外国の法令により所得税に相当する租税）を納付することとなる場合には、その年分の配当控除後の所得税額に、その年分の所得総額のうちその年分の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、その外国所得税額をその年分の所得税額から差し引くことができる（所法95①、所令222①）。外国所得税額が所得税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、復興特別所得税、道府県民税、市町村民税から順次、それぞれの控除限度額まで控除する。所得税の控除限度額を算式で表すと、次の(2)のとおりである。

##### (2) 算式

所得税の控除限度額

$$= \text{その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の調整国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

##### (3) その年分の所得総額（算式の分母）

その年分の所得総額（算式の分母）とは、純損失又は雑損失の繰越控除などの各種の繰越控除適用前のその年分の総所得金額、各種の申告分離課税の所得、退職所得及び山林所得金額の

合計額をいう（所令222②，措令25の11の2㉑）。各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは，損益通算を行った後の合計額となる（所令201三）。

(4) その年分の調整国外所得金額(算式の分子)

その年分の調整国外所得金額（算式の分子）とは，純損失又は雑損失の繰越控除を適用しないで計算した場合のその年分の所得税法95条1項に規定する国外所得金額をいう。ただし，算式の分母の金額を超えるときは，分母と同額とする（所令222③）。この国外所得金額とは，所得税法95条4項に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額の合計額（零以下となる場合は零）をいい，この国外源泉所得に係る所得のみについてその年分の所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の所得金額の合計額とされている（所法95①，所令221の2，所令221の6①）。

なお，法人税における調整国外所得金額からは，外国法人税が課されない国外所得の金額（その事業年度の所得金額の90%を限度とする。）が控除される（法令142③）が，所得税については，控除限度額の計算につき規定した所得税法施行令222条にはそのような除外規定がないため，外国所得税が課されない国外所得も調整国外所得金額に含まれる取扱いとなっている。

### 3 本事例における控除限度額の計算

(1) その年分の所得総額(算式の分母)

上場株式の配当所得について申告分離課税を選択すれば，外国上場株式の配当所得300万円は金融商品取引業者等を通じて譲渡した上場株式の譲渡損失500万円と損益通算されて，分離課税の所得金額は零になる。そうすると，平成29年分の所得総額に算入する金額は，国内で生じた不動産所得800万円のみとなる。

(2) その年分の調整国外所得金額(算式の分子)

調整国外所得金額は，上記2(4)で説明したとおり，所得税法95条4項に掲げる国外源泉所得のみについてその年分の所得税を課するものと

した場合に課税標準となるべきその年分の所得金額の合計額である。そうすると，本事例において，調整国外所得金額に該当するのは，所得税法95条4項七号イに該当する配当所得300万円だけであるから，算式の分子に計上される金額は300万円となる。調整国外所得金額には，所得税法95条4項に掲げられていない所得は含まれないのであるから，国内で生じた上場株式の譲渡損失を，分子の計算において外国上場株式の配当所得と通算されることはないものと考えられる。

(3) 所得税の控除限度額

上記の(1)及び(2)により，本事例の外国税額の控除限度額の計算を行うと，以下のとおり，控除限度額は30万円となるので，外国所得税30万円の全額が所得税から控除される。

所得税の控除限度額

$$\begin{aligned} &= \text{所得税額} 80 \text{万円} \times \frac{\text{調整国外所得金額} 300 \text{万円}}{\text{所得総額} 800 \text{万円}} \\ &= 30 \text{万円} \end{aligned}$$

## 4 まとめ

(1) 国際的な二重課税の有無

本事例は，所得税額の計算においては，国外所得300万円（外国上場株式の配当所得）は，上場株式の譲渡損失500万円と通算されて日本の所得税は課税されていないので，国際的な二重課税は生じていない。外国税額控除は国際的な二重課税を調整するためのものであるから，二重課税が生じていない場合には適用されるべきではないと考えるならば，控除限度額の分子には，分母の総所得金額に含まれていない配当所得を計上すべきではないということになる。つまり，分母において損益通算するならば，分子の計算においても損益通算を行うべきだということとなり，本事例の場合は，分子が零となるので，控除限度額は零となる。実質面から考えれば，調整国外所得金額は，全世界所得金額と同じ計算原理によって計算されるべきであり，

そのように計算された国外源泉所得に対応する部分の金額を限度として外国税額の控除を認めるべきであろう。しかしながら、上記2で解説したように、条文の文理解釈によれば、上記3の計算方法によるしかない。また、以下に掲げた点から考えても、外国税額の控除限度額計算における調整国外所得金額（算式の分子）は、国内で生じた損失との通算をしないで計算すべきである。

## (2) 非永住者の特例

所得税法施行令222条3項は、「調整国外所得金額」について、その括弧書において、「非永住者については、当該国外所得金額のうち、国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限る。」と規定している。この規定は、非永住者については、国外で支払われ、かつ国外から送金されない国外源泉所得は、我が国で課税されない（所法7①二）ことから、平成28年度税制改正により設けられたもので、平成29年分以後の所得税について適用される。

所得総額（分母）に含まれない金額は、当然に「調整国外所得金額」に含まれないと解するならば、必要のない規定をわざわざ入れたことになるが、そうではなく、分子の「調整国外所得金額」には、所得総額に含まれない金額が入る場合があるので、この規定を設けたのであろう。

財務省の「平成28年度税制改正の解説」（612、613頁）によれば、この改正前は、「非永住者の課税所得の範囲は限定されているにもかかわらず、調整国外所得金額については何ら制限がない。このため、外国税額控除の控除限度額が過大に算出」される可能性があった。そこで、改正後は、「非永住者の調整国外所得金額は、国外所得金額のうち国内で支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限定」することとされたというのである。

つまり、この改正前は調整国外所得金額について何ら制限がなかったため、非永住者について、我が国で課税されない国外所得、すなわち、

所得総額（算式の分母）に含まれない金額が調整国外所得金額（算式の分子）に含まれていたが、この改正により、非永住者の調整国外所得金額は、我が国で課税される国外所得に限定された。しかし、非永住者以外の居住者に係る調整国外所得金額については、改正されていないため、従来通り特段の制限は設けられていないと解されている。

## (3) 総合課税の所得のみのケース

本事例は申告分離課税における国内所得と国外所得の損益通算のケースであるが、総合課税における損益通算ではどうなるか、見てみよう。

国外源泉所得は不動産所得300万円（外国所得税30万円）のみ、国内源泉所得は、給与所得700万円と不動産所得の損失200万円、外国税額控除前の所得税額80万円（税率10%）とする。

イ 著者の計算方法によれば、外国税額控除限度額は次の算式のとおり、30万円となる。

所得税の控除限度額

$$\begin{aligned} &= \text{所得税額}80\text{万円} \times \frac{\text{調整国外所得金額 } 300\text{万円}}{300\text{万円}-200\text{万円}+700\text{万円}} \\ &= 30\text{万円} \end{aligned}$$

ロ 分子の計算において、国内で生じた損失を通算する場合は、以下のとおり、10万円となる。

所得税の控除限度額

$$\begin{aligned} &= \text{所得税額}80\text{万円} \times \frac{\text{調整国外所得金額 } 300\text{万円}-200\text{万円}}{300\text{万円}-200\text{万円}+700\text{万円}} \\ &= 10\text{万円} \end{aligned}$$

さて、国外所得300万円がない場合の所得金額は、700万円 - 200万円 = 500万円であり、税率10%とすると所得税額は50万円となる。イの計算方法によれば、外国税額控除後の所得税額は、80万円 - 30万円 = 50万円となり、国外所得がない場合の税額50万円と同額となる。この場合、外国所得税30万円を含めた甲の負担税額は80万円となり、二重課税の調整ができています。

一方、ロの計算方法によれば、外国税額控除後の所得税額は、80万円 - 10万円 = 70万円で、国外所得がない場合より20万円多くなり、外国所得税30万円を含めた甲の負担税額は100万円となる。

このような場合に、事例ごとに二重課税が生じているかいないかを確認して、損益通算をするかしないかを定めるという方法も考えられなくもないが、現在の法令上は、そのような方法はとりえないと解する。

#### (4) 外国税額控除の対象から除かれる外国所得税

外国税額控除の対象から除かれる一定の外国所得税が規定されている（所法95①，所令222の2①，③，④）。外国税額控除の対象外となる外国所得税が限定列挙されているのであるが、この中に、損益通算によって日本で課税されない所得に課される外国所得税は含まれていない。国内源泉所得に対して課される所得税額を侵食することとなる場合、すなわち、国際的な二重課税が生じないときは外国税額控除を認めないという立場を徹底させるのであれば、本事例のようなケースを上記の限定列挙に加える等の立法措置も検討の余地があるように思われる。